

佐賀県農地集約協力金事業実施要領

令和5年3月31日 農経第2790号
一部改正 令和5年11月1日 農経第1819号
一部改正 令和6年3月29日 農経第3339号
一部改正 令和6年5月 8日 農経第 322号

第1 趣旨

本県では、農業の担い手が減少し、農地の未利用・低利用さらには遊休農地の増加が懸念される中、本県農業や地域の持続的な振興を図っていくためには、新規就農者の確保・育成はもとより、経営力や持続性のある企業や農業法人が、集約された農地で農業参入・規模拡大を行うといった効率的で稼げる園芸農業等の実践が重要である。

このため、市町や農業委員会が関係機関・団体や地区の農家等と連携し、企業・法人の参入・規模拡大や、新規就農者用の園芸団地等向けとして集約した農地の事前確保等を行うため、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構（以下、「機構」という。）を活用して農用地の出し手となる耕作者等に協力金を交付することにより、農地の集約の取組をより一層促進する。

第2 事業の内容

本事業の事業実施主体、事業内容及び採択要件等は別表のとおりとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度から8年度までとする。

第4 事業の手続き

- 1 市町長は、本事業を実施しようとする場合は交付対象者及び交付額等の計画を取りまとめ、別記様式第1号により、知事に実施計画の承認を申請するものとする。
なお、実施計画書に添付する誓約書（別記様式第2号）は、交付対象者毎に作成するものとする。
- 2 知事は、実施計画の内容を審査し、適当と認めたときは、市町長に対しその承認を行うものとする。
- 3 市町長は、交付対象者から提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認められたときは、知事の承認を受けた後、その承認を行うものとする。
- 4 市町は、次に掲げる重要な変更については、前各項に準じて、実施計画の変更の手続きを行うものとする。
 - （1）事業の中止又は廃止
 - （2）交付対象者ごとの補助金の増を伴う事業内容の追加
 - （3）交付対象者ごとの事業費の30%を超える減
 - （4）その他、事業実施の根幹に関わる事業内容の変更

第5 県の助成措置

県は、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

第6 関係書類の整備

交付対象者及び市町は、事業実施年度の翌年度から起算して5年間、関係書類等を整備及び保存しておくものとする。

第7 事業実施状況の報告等

市町は、事業実施年度の翌年度から5年間、毎年度6月10日までに、集約化に関する状況を確認し、別記様式第3号により知事に報告するものとする。

第8 農地集約に係る補助金の取扱

本事業の補助金が利用権設定等期間内に当該利用権等を解約等したうえで、別に貸付等された場合であっては、市町や農協等により、引き続き当該農地の担い手とのマッチングに向けた取組が行われている場合や、速やかに担い手に貸し付け等される場合については補助金の返還を要しないこととする。なお、該当農用地の出し手の故意により、該当農用地の解約等が生じた場合は、該当する補助金の返還を要するものとする。

第9 書類の経由

この実施要領に基づき提出する書類は、所轄農業振興センターを経由することとし、その提出部数は1部とする。

第10 個人情報の取扱

本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県個人情報保護方針で定めるとおりとする。

附則

この要領は令和5年3月31日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附則

この要領は令和5年11月1日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附則

この要領は令和6年3月29日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附則

この要領は令和6年5月8日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表

事業実施主体	事業内容	採択要件等
市町	市町や農業委員会が関係機関・団体や該当地区の農家等と連携し、企業・法人の参入・規模拡大や、新規就農者用の園芸団地等として集約した農地の事前確保等を目的として行う、農地中間管理機構への中間管理権の設定（中間保有や受け手への賃借権等の設定）、又は農地中間管理機構を通じた所有権移転を行った場合、該当農用地の出し手となる耕作者等に対し、市町が補助金を交付する取組	1 対象地区等 本事業の対象となる地区は、次に掲げるいずれかの地区とし、園芸振興に資する取組を対象とする。 （１）「佐賀県農業公社による大規模園芸団地の整備推進要綱（令和３年８月３１日付園第１１６２号）」において定義され、市町等園芸団地運営協議会により大規模園芸団地構想を策定し、当該整備を行う地区、又は地域園芸団地運営協議会によりさが園芸 888 運動園芸団地構想を策定し、当該整備を行う地区 （２）市町が関係機関・団体と連携し、トレーニングファーム修了生等の就農地の確保や規模拡大志向経営体の規模拡大用の農用地の確保に取り組む地区 （３）市町が関係機関・団体と連携し、企業や農業法人等の農業参入・規模拡大用の農用地の確保・貸付等に取り組む地区 2 対象農用地 １の対象地区における農業振興地域内農用地区域内の農地（青地）とし、単筆若しくは複数筆で構成される団地面積が概ね 1 ha 以上（中山間地域は 0.5ha 以上）のもの、又は１の（１）において、園芸団地構想に位置付けられている農用地。 なお、１の対象地区の（２）及び（３）において、団地とは、概ね 1 ha 以上となる単筆若しくは以下のいずれかに該当する 2 筆以上の隣接する農地とする。 ①畦畔で接続する 2 筆以上の農地 ②農道又は水路等を挟んで接続する 2 筆以上の農地 ③各々一隅で接続する 2 筆以上の農地 ④段状に接続する 2 筆以上の農地 3 交付対象となる農用地 ２の対象農用地のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、国の農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）の第 3 の 2 の要件を満たす農用地として、過去に交付を受けた農用地及び交付の対象となる農

		用地を除くものとし、本事業での交付は各筆農用地において一度に限る。 (1) 新たな受け手の確保に向けて農地中間管理機構が中間管理権を取得した農用地(中間保有や賃借権等の設定を行った農用地)、又は新たな受け手へ農地中間管理機構を通じた所有権移転が行われた農用地であること。なお、年度毎の交付対象となる農用地は、中間管理権等の設定や所有権移転が、前年度 1 月 1 日から当年度 12 月 31 日までに行われた農用地とする。 (2) 土地利用型農業を主とした集落営農組織の法人化に伴い、当該法人への利用権の設定等が行われる農用地でないこと。 4 交付対象者 3 の農用地の出し手となる耕作者。なお、該当農用地の耕作者と地権者が異なる場合、いずれも交付対象とすることができるが、これにかかる交付額は耕作者及び地権者双方の総額を 5 に定める上限額以内とする。 5 交付額 以下による定額補助とする。 30,000 円/10a また、交付対象面積は、各交付対象者の農用地について 1 a 単位で算定することとし、全筆を合計し、1 a 未満の端数があった場合には、これを切り捨て、これに上記の金額を乗じて得た額の市町の総額を補助の限度とし、かつ、1 交付対象者あたりの県費上限額は 500,000 円とする。
--	--	---

別記様式第 1 号

番
年 月 日
号

佐賀県知事 様

〇〇市町長
氏 名

令和 年度佐賀県農地集約協力金事業実施計画の（変更）承認申請について

令和 年度佐賀県農地集約協力金事業実施要領（令和 年 月 日付け農経第 号）第●の●に基づき下記関係書類を添えて（変更）申請します。

記

- 1 令和 年度佐賀県農地集約協力金事業実施（変更）計画 （別記様式第 1-1 号）
- 2 詳細別紙 （別記様式第 1-2 号）
- 3 暴力団に関する誓約書 （別記様式第 2 号）

- （注 1） 変更申請の場合は、変更理由を記入すること。
- （注 2） 実施要領別表の採択要件等の 1 の（3）に該当する場合は、地区企業・法人参入等推進計画を作成し、添付すること。また、実施要領別表の採択要件等の 1 の（1）に該当する場合は、園芸団地整備構想を、同 1 の（2）に該当する場合は、機構への特例申請一式を添付すること。

番号	地区名	耕作者氏名 (地権者氏名)	面 積 (a)	筆 数	交 付 額 (円)	備 考
合計						

(注1)実施計画には、対象農用地が採択要件等を満たすことが分かる資料(図面等)を添付すること。
(注2)実施要領に基づき、面積は切捨てにより整数で記載するものとする。
(注3)地区名には、実施要領別表の採択要件等示す対象地区の名称を記載するものとする。
(注4)耕作者と地権者が異なる場合で、双方に補助金を交付する場合、出し手欄には、地権者の氏名を()書きで併記し、備考欄には交付額の按分割合および各交付額を記載すること

別記様式第1-2号

令和 年度佐賀県農地集約協力金事業実施（変更）計画 詳細別紙

番号	-	孫番号	出し手 (氏名)	出し手の区分 (耕作者、地 権者、耕作者 と地権者が同 一、その他())	対象農用地							対象農用地の区分 (中間保有、転貸、 売買、流動化)	受け手 (氏名)	市町名	受け手の区分 (新規就農者、企 業、農業法人、そ の他担い手)	備考
					土地の所在地											
					地区名	市町	大字	字	地番	枝番	面積 (㎡)					
1	-	1	佐賀太郎								中間保有					
1	-	2	佐賀太郎								転貸					
1	-	3	佐賀太郎								売買					
1	-	4	佐賀太郎 (〇〇〇〇)								流動化					
1	-	5	佐賀太郎 (〇〇〇〇)													
1	-	計	佐賀太郎													
2	-	1	佐賀花子													
2	-	2	佐賀花子													
2	-	3	佐賀花子													
2	-	4	佐賀花子													
2	-	5	佐賀花子													
2	-	計	佐賀花子													
3	-	1	佐賀魁星													
3	-	2	佐賀魁星													
3	-	3	佐賀魁星													
3	-	4	佐賀魁星													
3	-	5	佐賀魁星 (〇〇〇〇)													
3	-	計	佐賀魁星													
		総計														

- (注1) 交付対象者ごとに番号をふり、筆ごとに孫番号を設けて記載すること。
- (注2) 耕作者と地権者が異なる場合で、双方に協力金を交付する場合、出し手欄には、地権者の氏名を () 書きで併記すること。また、協力金の按分割合を備考欄に記載すること。
- (注3) 対象農用地の区分には、当該農地が交付対象となった取組を記載すること。なお、「中間保有」の場合、受け手欄の記載は省略するものとし、その他「転貸、売買、流動化」の場合は、受け手欄に権利移転後の耕作者氏名を記載すること。
- (注4) 備考欄には、対象農用地の権利移転に係る「農用地利用集積等促進計画」または「農用地利用集積計画」のいずれかを記載し、公告日を併記すること。
また、当該計画の写し(公告)を添付すること。

暴力団に関する誓約書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は組織の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1 の（2）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

（収支等命令者）
佐賀県知事 様

住所

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

（ふりがな）
氏名

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

生年月日 （明治、大正、昭和、平成） 年 月 日

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。この様式に記載された個人情報、佐賀県農地集約協力金事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

（注 1） 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

（注 2） 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者 及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

別記様式第 3 号

番
令和 年 月 号
日

佐賀県知事 様

〇〇市（町）長 氏名

令和 年度佐賀県農地集約協力金事業の事業実施状況について

佐賀県農地集約協力金事業実施要領第 7 の規定に基づき、関係書類を添えて報告
します。

（注）添付書類は別紙のとおり

・ 事業実施状況報告総括表（別記様式 3-1 号）

事業実施状況等

基本情報												実施状況報告			
番号	-	孫番号	出し手 (氏名)	対象農用地						対象農用地の区分 (中間保有、転貸、 売買、流動化)	受け手 (氏名)	対象農用地の現況 (中間保有、転貸、 売買、流動化)	受け手 (氏名)	受け手の区分 (新規就農、企 業、農業法人、そ の他担い手)	
				土地の所在地											
				地区名	市町	大字	字	地番	枝番						面積 (㎡)
1	-	1	佐賀太郎							中間保有		中間保有			
1	-	2	佐賀太郎							転貸		転貸			
1	-	3	佐賀太郎							売買		売買			
1	-	4	佐賀太郎 (〇〇〇〇)							流動化		流動化			
1	-	5	佐賀太郎 (〇〇〇〇)												
1	-	計	佐賀太郎												
2	-	1	佐賀花子												
2	-	2	佐賀花子												
2	-	3	佐賀花子												
2	-	4	佐賀花子												
2	-	5	佐賀花子												
2	-	計	佐賀花子												
3	-	1	佐賀魁星												
3	-	2	佐賀魁星												
3	-	3	佐賀魁星												
3	-	4	佐賀魁星												
3	-	5	佐賀魁星 (〇〇〇〇)												
3	-	計	佐賀魁星												
		総計													

(注1) 集約の状況が分かる図面等を添付すること。

(別紙様式)

●●市町○○地区企業・法人参入等推進計画

令和 年 月 日策定

○○市町

※記入例

1 体制と役割

機関等名	役割
〇〇市町 農業委員会 JA〇〇 〇〇農林事務所 〇〇地域振興センター 地区農業者等	総括、参入者の確保、農地の確保・交渉、基盤整備、補助事業の申請 農地の確保・交渉 参入者の確保、農地の確保・交渉、技術・販売指導 補助事業に関する支援 技術指導に関する支援 農地の利用権等の提供 等

2 企業・法人の参入等を推進する（した）目的

本市町の●●地区では、高齢化等により、担い手数が減少している。特に、中山間地を中心に農地の遊休化が進んでおり、平成●年には遊休1号農地が●haであったものが、令和●年には遊休1号農地が●haに拡大している。こうした中、将来に渡り、農業・農村を持続的に発展させていくためには、「稼げる農業」を展開し、それを実践する担い手を見て、新たな担い手が続いていくような好循環を生み出す必要がある。特に、企業等の参入については、持続性のある農業経営はもとより、地区の振興を含めた効果が期待できるが、本市町ではまだその事例がない。

一方で本市町では、年間●件の新規参入相談や企業参入相談を受けており、令和●年●月からは、株式会社●から本市町内において、園芸事業を拡大する意向を受け、協力して農地の探索を行っており、地域も一体となって農地の提供に取り組むこととし、具体的な農地の候補も選定されているところである。

こうしたことから、必要な基盤整備を行うなど、当該農地への参入に備えるとともに、当該農地は●haと広大であり、本市町として次に続く企業への働きかけを行うため、佐賀県農地中間管理機構による農地の中間保有も含めた取組を進めるものである。

3 中間保有等の計画概要

地区名	〇〇地区第1園芸団地
候補農地（対象農地）名	〇〇市〇〇大字〇〇1-1、1-2 他〇筆
農地面積	3.0ha
対象品目	施設いちご
候補地の現状	・既に耕作者・地権者と交渉済みであり、新たな担い手が確保できた場合、確実に借入が可能である ・農地売買等特例事業を通じて売買 ・農地中間管理事業を活用した機構による転貸 ・農地中間管理事業を活用した機構による一括した中間保有
農地の中間保有中の保全管理者及び管理方法	近隣地区の（農）〇〇営農組合が保全管理を行う。
計画の実施が困難になった場合及び計画の変更が必要になった場合の対応	関係機関・団体と連携し、新たな受け手の確保に努める （新たな受け手への転貸が困難になった場合は、地元の〇●営農組合で耕作を行う）など

※対象品目は決定している場合は記載すること

※対象筆ごとに取扱が異なる場合は、任意様式で補足説明を添付すること

4 受け手（参入者）の確保・支援

項目	内容
受け手（参入者）の確保方法	当市町は独自に企業・法人への訪問を行っており、市町HPにも令和●年●月からは、農業参入セミナーを開催し、参入者の確保を行っていく。
受け手（参入者）参入予定者	令和○年度の入植者：●●株式会社●●●
受け手（参入者）に対する支援（技術面、生活面）	〇〇地区いちご部会の会員として各種研修会に参加してもらう。また、JA及び普及センターが定期的に巡回指導する。

※参入者に対する支援は、様々な参入予定者があることを踏まえ、あらかじめ対応を想定している内容を記載すること。

5 添付資料

☐ 周辺図

☐ 企業・法人等参入推進活動のスケジュール（最大5年間の参入者が入植するまでの間を記載。）

☐ その他必要な資料